

## 川西町家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、町民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、生ごみを減量又は堆肥化する家庭用生ごみ処理機又は生ごみ処理容器（以下「処理機器」という。）を購入し設置した者に対して、予算の範囲内において助成金を交付することについて、川西町補助金等交付規則（平成29年規則第21号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (交付対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 川西町内に住所を有し、住民基本台帳上の世帯主であること。
- (2) 購入した処理機器を町内に設置して継続的に使用し、かつ、適正に維持管理ができる者
- (3) 処理機器により生ごみを減量し、家庭ごみとして排出する者又は生ごみを堆肥化し、適切に活用又は処理できる者
- (4) 世帯員全員が納付期限の到来している町税を完納していること。

### (助成対象の処理機器)

第3条 助成の対象となる処理機器は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生ごみ処理機 生ごみを電動又は手動でかくはん等を行うことにより、乾燥し、又は微生物等により分解し、減量又は堆肥化することを目的とした機械
  - (2) 生ごみ処理容器 コンポスト容器、ぼかし容器など生ごみを微生物等により分解し、又は堆肥化することを目的とする処理容器
- 2 生ごみを単に破砕し、水路又は下水道等に排出する機器（ディスポージャー等）及び生ごみを単に焼却する機器は、前項の処理機器とみなさない。
  - 3 本体を除く消耗品、備品及び修理費は、第1項の規定にかかわらず助成対象としない。

### (助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理機 処理機の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1を乗じて得た額とし、30,000円を限度とする。
  - (2) 生ごみ処理容器 処理容器の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1を乗じて得た額とし、3,000円を限度とする。
- 2 助成金の額に、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

3 助成金の交付は、生ごみ処理機については1世帯1基、生ごみ処理容器については1世帯につき2個を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、川西町家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 処理機器のカタログ

(2) 処理機器の見積書

(助成金の交付決定通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認め助成金の交付を決定したときは、川西町家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者は、速やかに処理機等の購入を終え、川西町家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 処理機器購入の領収書(機器の名称、購入金額、購入者の氏名、購入日、購入店名が記載されたもの)の写し又は家庭用生ごみ処理機器販売証明書(様式第4号)

(2) 処理機器の保証書(機器の名称、購入店名及び購入日が記載されたもの)の写し

(3) その他町長が必要と認めるもの

(助成金の返還命令)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、当該交付の決定を取消し、すでに助成金が交付されている場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。